

平成27年1月21日

産業厚生委員会

阿久根市議会

1. 日 時 平成27年1月21日(水) 午前10時00分開会
午前11時52分閉会

2. 場 所 第2委員会室

3. 出席委員 野畑直委員長、松元薫久副委員長、中面幸人委員、
大田重男委員、濱崎國治委員、石澤正彰委員
竹原恵美委員

4. 欠席委員 鳥飼光明委員

5. 事務局職員 議事係 寺地 英兼

6. 会議に付した事件

- ・陳情第15号 「JA自己改革」に関する陳情書
- ・「手話言語法」制定を求める意見書について
- ・その他

7. 議事の経過概要

別紙のとおり

審査の経過概要

産業厚生委員長(野畑直委員)

ただいまから産業厚生委員会を開催いたします。

本日は皆様方にも1週間ほど前に議事について御案内を申し上げておりましたけれども、その前に昨年12月9日だったですかね、委員会に続いてきょうも鳥飼委員が病院に行かなければならないということで欠席になっております。その内容について前回も、事務局の寺地主査のほうに前回は耳の精密検査のために委員会を欠席をしたいということがあったらしいです。私には報告はありませんでしたけど。今回もまた寺地主査のほうにほかの用事で電話をかけたところ、病院の予約の変更ができないということで欠席をしますということを書いてあるらしいですけども、今回についても私には報告がありませんでした。その中で議員必携等を見てみると、事故のために出席できないときは、その理由を付け当日の会議時刻までに委員長に届けなければならないという、議員必携の中に委員会の総則の第90条にありますので、それを踏まえて今後このような状況が続けていくことが、私はあまりよくないと思いましたので、皆さん方のそれぞれの意見を聴取して今後の阿久根市議会の委員会に役立てればと思いますので、皆さん方の意見を伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

大田重男委員

今、委員長が議員必携を言われたとおりにね、委員会の場合委員長に報告すると、そうなっているわけですよ、だから、それを無視して簡単に事務局のほうに連絡を済ますと、それは委員会を軽視しているような私は見受けられますから、今後はそういったものに対してはですね、ちゃんと注意してほしいと思います。これをなあなあ許してしまうと、ずるずるなってしまうですよ。だから、わしらでもいろんな用事があるんですよ、きょうのこういった委員会は前もって監査としては日程は決まっているのに、無理矢理変更をお願いして監査のほうにお願いして変更してもらっています。そういう状況です。

濱崎國治委員

まさしくですね、議員必携に書いてあるように時間までに委員長にというのは当然だと思います。ただ、今までがですね、それがきちっと守られていないという状況があったものから、今回とか前々回とかそういうほかの、私も含めてですけどそういうことになったのではないかと思いますので、今後はですね、その必携の規定に基づいてですね、私はやっぱりそうすべきだと思います。ただ、今回もそうですけども、例えば、特別委員会みたいですね、1週間2週間前に決まる場合、どうしても自分の例えば行事とのですね、関係でどうしても変更がきかない場合もあると思いますね、例えば、今あったように受診しなければならないという、予約を早くからしとってどうしても変更できそうにないということもですね、想定されますので、ただ、必携に書いてあるとおり、そこんところはちゃんと届け出をですね、しかるべき対応をする必要があるんじゃないかと思います。一つは本会議に伴う委員会とかそういうのについてはですね、1カ月以上前に今決まるようになっていきますので、それについてはですね、ちょっと別ですけども、1週間2週間前にこういうふうになった、あるいは特別委員会みたいなのに日程がどうしても都合が悪くて決定をされた場合ですね、あるいは変更がきかない場合も中にはやっぱり出てくるんじゃないかと思いますので、ただ、必携に基づいてですね、やっぱりそういう対応はやっぱり今後はするべきだなと思

ます。

中面幸人委員

議員必携にですね、書いてあるとおりでですね、ちゃんとした届け出は、やっぱ義務づけているわけだから、そのとおりにしなければならぬと、やむをえないという事情もそれぞれあったりするでしょうから、それはまた後、委員長なんかの判断でいいと思います。個人的に思っているのは、やはり、私も例えば皆さんも一緒だと思うんだけど、そういうふうに病院の治療関係で予約はそれぞれほんと1カ月ぐらいとかやっぱりあるわけで、その間にやっぱり委員会なんかですね、入ってきたりするの私的には必ずやっぱり議員の仕事を優先的にですね、私のかんげております。それはほんと個人個人のかんげでしょうけど、私的にはそういうふうに議員の仕事を優先にかんげております。

石澤正彰委員

濱崎委員が言われたようにですね、結局、議員必携に基づいて我々は言動、行動ですか、をしなければいけないということが、まず第1の前提だと思うんですね、委員長に届け出るとなっているわけやから、前回に引き続き寺地主査に連絡をとってですね、受けた寺地君にしてもですね、はいとしか言いようがないと思うんですね、それは困りますとはなかなか言えない立場であって、だから、そこら辺はちょっと今回は必要であったんじゃないかなと、委員長にしっかりと届け出るといことがね、欠けていると思いますね、以上です。

松元薫久委員

いろいろ皆さんの意見が出て私も同感です。先日、区長さんたちと定数の話をしたりする会がありましたけれども、やはり、議員に対する信用が、議会に対する信用がなくてああいふ報酬の話、定数の話というものにつながっていく部分もあると思うんですけど、こういう委員会での欠席とか出席の中身というのは、市民の方たちの知る範囲には入らないかもしれないんですけど、やはりほとんど全員一生懸命それぞれ議員活動をしている中で、こういうふうなことが繰り返されてしまうと、やはり、どっかからかそういう話が出てなかなかみんな頑張っているのに、議会の信用を損なうような話になりかねないことですので、やはり、気を引き締めてですね、もう一度きちんと必携の中身もご本人に伝えて、今後も残り任期わずかですけど私たち全員、やらないといけないんじゃないかなと思います。

竹原恵美委員

皆さんのおっしゃるとおり、ルールどおりに伝えるというのは原則守っていただく、それ以上の要求はまた難しいとは思いますが。ただ、その手段のときに直接連絡なのか、間接的に連絡を認めるのかというやり方の問題としては、間接を認めるというルールが何もないので、そのやり方を一遍考えてみましょうという点まではあったかと思えます。例えば、小さい文章でも書面でも直接を求めるのであれば、直接電話なのか、メモ書きを本人に伝えてという、事務局に渡すのか、そこはちょっときちんと抑えれば、これから問題なく進んでいくようになるかと思えます。以上です。

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩に入ります。

(休憩 10:09 ~ 10:18)

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

濱崎國治委員

その必携の規定の取り扱いが今度は課題になってくるかと思いますが、直接委員長にするのか、あるいは事務局でもいいのかという考え方になるかと思いますが、委員長宛の文書の場合は、前もって事務局にそういう理由を書いたのを提出してもらい、あるいは電話であったら委員長に直接やっぱり連絡するというですね、そういう方法はどうでしょうかね。

産業厚生委員長（野畑直委員）

わかりました。ほかに御意見はありませんか。

竹原恵美委員

これはルール化されたものではありませんけど、委員会は1週間前に予告されるので、なかなか予定が動かせないものの中にはあると思います。理解しますが、自分が出れない日というのをある程度事務局のほうに伝えて、円滑に皆さんで参加する委員会がつかれるように協力をさせていただくというふうには伝えていただきたい。皆さんで理解したいと思います。

濱崎國治委員

ただですね、日程について委員長に一任するんですが、通常ですね、それを何日にするんですがどうですか、どうですかという、あるいは、前もって日程がわからない状況の中で、私は何日が都合が悪いですがというのをまとめられるかどうかは課題なんですよ。

[「それこそが預ける、そっから先はもう」と発言する者あり]

産業厚生委員長（野畑直委員）

日程についてどうしても委員長一任ということではありますけれども、委員の考え方ですけども、それを事前に私はどうしてもその日はそのころになりそうだけでも、どうしても都合が悪いからその日程は外してもらえないだろうかという話があれば、当然それは委員長の判断でできると思います。また、皆さんに日程をそれぞれ聞いてすることにはできないと思いますので、どうしても差し迫った日にちがあって、外せない日にちがあるというのを言ってもらえれば今回のような委員会であれば2、3日ずらすことは可能ですので、その辺を含めて委員会にやっぱり参加するという本人の考えのもとで、できるだけ委員会に参加してもらおうようになるようにはするべきだとは思いますが。

濱崎國治委員

例えば、本会議として前もってわかっている日に、本会議は午前中で終わりそうだなとかそういう大体の目安がつくときがありますよね。そういう場合に、じゃ、あの委員会をその日に終了後に持ってこようかというふうな場合もあると思うんですよね、そういう場合には特に本会議があるということで皆さんが予定にしているということで組む場合がありますので、その辺はですね、やっぱりどうなのかなというのを思いますけど。

中面幸人委員

そうですね、その辺あたりが一番、基本的には全委員が出席した委員会であるべきだと思いますけど、やむを得ないということはどこでもあるわけだから、そのときは仕方がないわけで、それを例えば一人一人の日程を聞いて、委員会の日程がもうまったく難しいと私は思っておりますので、若干柔軟的にですね、今委員長がおっしゃるようになりますね、そういう一人どうしてもというときは、そういう場合は柔軟にこうして変えられるても大事なかなと思いつつながら、ある程度いろんな会合等でですね、あらかじめですよ何日ぐらいに委員会をやるよというぐらいは、できればですね、そこまでしてもらえればまだ一番いいかなといふふうに思いますけどね、難しいと思いますよ、全く一人一人の意見を聞いて日程を決めるのはですね、だから、あと私は届け出についてですよ、電話連絡でどうしても日程的に間に合わない、電話連絡で事務局に連絡し、また委員長にというのは当然だと思いますけど、本来ならばやっぱりちゃんとした様式をもって届け出をするという（聴取不能）ぴしゃっとまたけじめも

つくのではないかと思いますので、そういうのは改めてもどうかと思いますけどね。

濱崎國治委員

私がさっき言ったのは、書面でするときは事務局に委員長宛で出して、電話のときは直接委員長にという話をしたんです。

〔「賛成。それでいいんじゃない」と発言する者あり〕

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩に入ります。

(休憩 10:23 ~ 10:32)

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

濱崎國治委員

委員会の欠席等の関係ですけど、やはり、委員会を円滑に審議を進めるという意味からでもありますね、やはり、欠席の場合には事務局のほうに委員長宛の欠席届けを出す、あるいは緊急の場合とかいろいろなのが想定されますので電話等の場合には委員長に直接連絡するというですね、そういう対応が必要じゃないかなと思いますけどいかがでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに。

わかりました。この委員会の中で皆さん方から意見をいただきましたので、この委員会の内容についてあとどのような取り計らいをしたらいいかを意見を伺いたいと思います。

〔「もう1回言ってん」と発言する者あり〕

この委員会の内容について、全員協議会でみんなの前で話をするのか、それとも議長のほうからこの内容について言ってもらうのか、その辺について皆さん方はどのように考えているかを伺いたいと思います。

石澤正彰委員

私たちの委員会とは別にね、もう一つ委員会があるというのはだれも知ってるんですけども、我々だけでとどめておく問題ではないようにも思うんですね。だから、全員協議会の場です、委員長が報告の中でそのこともですね、我々産業厚生委員会としてはこういう申し合わせがあったというふうに報告すべきやないですか。

濱崎國治委員

我々委員はですね、今出席した委員はどういう話がなされたかわかりますので、欠席された方については、委員長のほうからこういう申し合わせがされましたというのと同時に、議長にも産業厚生委員会ではこういう申し合わせがありましたのでということで、産業厚生委員会はこういう方針でいきますということを申し上げればですね、今度は議長としてもほかのところもじゃなということで、そういう計らいをですね、されるんじゃないかな、まあしていただきたいなというのはありますね。

産業厚生委員長（野畑直委員）

わかりました。

委員会は議会の一部でありますので、また私のほうでこの内容については、議長と相談をして今後取り扱いについては協議をさしてもらいたいと思いますので、そのような考え方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

わかりました。ありがとうございました。この件については、これで終わりにしたいと思います。

◎ 陳情第15号「JA自己改革」に関する陳情書

産業厚生委員長（野畑直委員）

それでは継続審査となりました、平成26年陳情15号「JA自己改革」に関する陳情書及び手話言語法制定を求める意見書の提出についてを議題とし、前回に引き続き審査をいたします。はじめに、平成26年陳情第15号「JA自己改革」に関する陳情書についてを議題といたします。ここで、各委員から意見を伺います。

中面幸人委員

私的には、例えば、国のかんげ方としては、言わば、全中を解体まではいかんけど、やはり、今は例えば、全中各単一、JAを縛りつけているから単一JAが自分のいろんな改革等もやれないという形で国はそういうふうに見ているわけだけでも、ただ、かんげればですね、全中が出している陳情書じゃなくて各それぞれの、今回鹿児島いずみ農業協同組合としての、全中がいろいろ、言わば、協議した中の自己改革について、単一JAの陳情でありますからですね、これはこれでやっぱり採択してもいいんじゃないかなと私は思っておりますけども、ただ、私的にはですね、やっぱりそれぞれの農家がですね、農家のことを考えればですね、やっぱりちょっと違うんじゃないかなという気もするんですけどもですね、そのあたりをもう自分たちの、例えば、議会でですよ、委員会でこれを不採択とか採択とかとなるわけだけど、こういうJA、中央会が出している陳情じゃなくてそれぞれの地域のJAが出しているわけだから、私もちょっと話もしましたけれども、ぜひそういうふうにしてほしいようなこともあってですね、それでいいんじゃないかなと私は思いますけど、どうでしょう皆さん。

大田重男委員

私は中面委員と同じような考えですけど、この意見書を見てですね、JAが自己改革をやると、その中でトップダウンとしての、強制されないでほしいと、自分たちは意見もJAの各県のJAとかありますね、この意見もやっぱり酌んでやってもらいたいという強い要望を出してるんですよ。その中で私が感じたのが、新聞の中で国のほうがですね、準組合員を排除するとかそういうものがあつたものだから、やっぱりそれは各（聴取不能）の農協のJAのあれを運営を非常に厳しくさせるようなものだなと思ったんです。だから、国としては準組合員を廃止しなさいとかそういうのがありました。しかし、実際私もいろんな現役で仕事をしているときに、いろんなことがあつたんですよ、例えば金融関係で一般の銀行とか信販では貸してくれないと、それは何でかという結局保証倒れでやっている人が（聴取不能）たんですよ、それは当たり前の仕事をしている人で、しかし、農協に（聴取不能）準組合員1万円出せば、準組合員となってそこでお金を借りられることもありました。だから、やっぱり今、準組合員を廃止するとやっぱり農協の経営に非常に厳しいものがあると私はこの前感じていました。だから、このJAの自己改革に関する陳情書、この意見書をですね、私は採択すべきだと私は思っています。

石澤正彰委員

前回のときに私、ちょっとJAの政治力ということについて申し上げたと思うんですが、やはり、国とすればですね、違うかわかりませんがTPPとの絡みがあつたりするんかなと

いう気もしてましてね、ここで、我々市議会よりか勢力があった単一のJAいずみさんですか、JAのいずみさんとはまた考え方が違うんでしょうけども、採択安易にしているのかなという気がするんですけど。

竹原恵美委員

きょう新聞を見ますと農協改革で全中見直し慎重論というふうに自民党内でも割れている、確かにさっき言われました兼業農家の取り扱いにしても話が割れている、じゃ、全中の話を自己改革というのを全て推せるかと言ったら、やっぱり国がTPPとの関連をつなげていくので全くその全中の意見そのものを阿久根市議会として後押しするには、まだそれだけの情報も足りていない、全部押しつけられたかのような、押しつけられることに対して反対するという意見書を出すまでもまだそういう内容になっていないように思いますので、まだ先行き、流れをもう少し見守っていくべきではないかと思えます。

産業厚生委員長（野畑直委員）

竹原委員の意見としては、採択あるいは不採択という結論を急がずにもう少し時間をかけてやったほうがいいんじゃないかという意見でいいですか。

[竹原恵美委員「はい」と発言]

ほかに。

松元薫久委員

最終的に農家にとってどちらの改革案が農家のためになるのかという、どっちにしても結構厳しい、痛みは絶対出てくるんだろうと思うんですけど、何もしないという選択肢は恐らくないんだろうと思うんですよね。政府案を通していくのか、それとも農協が自分たちで改革していくのか、いずれにしても農業というものも競争の市場にどんどんさらされていかないといけない、今までみたいな補償ももらえなくなるかもしれないというのは、覚悟は農協の方々もあると思うんですけど、今本当に佐賀県知事の選挙なんかでもですね、象徴的な戦いだったと思うんですけども、ものすごい政治力、先ほど石澤委員も言われましたけども、政治に対する意識は強くてですね、今後やっぱり政府もいろんな動きを見てですね、折衷案を、譲り合った部分で何か変化があると思うので、私ももう少し継続して調査をできればいいんじゃないかと思えます。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

濱崎國治委員

今、松元委員からも出ましたが、私はどちらもですね、農家のためにどうしたほうが一番いい方法なのかというのを考えていると思うんですけど、そこからしますと一番いいのはやっぱり農家を一番知っているJAがこうすればいいんだというですね、いわゆる、ここにあります自己改革が一番いいと思うんですよね。自分たちでやっぱり農家のために、あるいは農業の発展のためにどうしたほうがいいのかというのを、自己改革がやっぱり一番いいと思うんですが、ですがですね、やはり今課題になっているのは中央会の監査権限とかですね、いろいろ問題となっているんですね。だから私はJAグループの自己改革については、なるほどそうだな、自分たちの組織の人たちのことだから、組合員のことだからこうしたほうがいいというのはわかります。でも、これまでですね、なかなかやれてこなかったというのがあるんですね、だから組合員にとっても非常に不満であるし、例えば先ほど大田委員からもあったように、準組合員の方がですね、非常に多く参加して何か組織が成り立っている部分もありますよね、そういうのを考えればですね、あなたの言っている趣旨はわかりますよというのが私はですね、考えなんですね、いわゆる、JAさんの言っている趣旨もわかります

し、だから、政府の言っているそういうある面の改革もなるほどなと考えます。

中面幸人委員

いろいろ（聴取不能）勉強するために、休憩をお願いしたいと思います。

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩に入ります。

（休憩 10：46 ～ 11：03）

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

J A 自己改革について今後の取り扱いについて、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

濱崎國治委員

さきの審議でも委員もそれぞれ意見がわかれているようであります、と同時に J A 改革について意見書等、賛同するところもあります。ただ、農家の皆さん方のこともそれぞれどういうふうに農家の皆さん方のための改革になるのかが、いまいち見えてこないというところもありますので、継続してもうちょっと審議してみたらどうかなと思うんですがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

産業厚生委員長（野畑直委員）

今、濱崎委員からの発言のとおりですね、今後もう少し様子を見て次回委員会で結論が出る出ないは別として、また委員会をいつかやることにして、きょうの採決ということは見合わせたいと思いますが、それで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

それでは、次回審査をしますけれども、日程の調整につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

◎ 「手話言語法」制定を求める意見書について

産業厚生委員長（野畑直委員）

次に、手話言語法制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。ここで、各委員からの意見を伺います。

〔「確認のため休憩を」と発言する者あり〕

休憩に入ります。

（休憩 11：06 ～ 11：25）

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

手話言語法制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。ここで、各委員から意見を伺います。

松元薫久委員

障害者基本法の改正された資料もいただいて見たんですけども、ここの意見書案文にもありますようにですね、第3条第3項に全ての障がい者は可能な限り言語（手話を含む）というものが改正障害者基本法の中には入っています。改正されてわざわざ入れいられていますので、当然そういう団体としてはですね、こういう陳情の動きになるのは当然のことかなと思いますので、採択の方向で結論を出してよろしいんじゃないかと思います。

竹原恵美委員

市内の方から出されていないのでお会いする機会がないんですが、すでに手話というのは純然たる存在があって公共団体もどこも取り扱いもする、広げるように講座も阿久根市だって講座も開いている状況にある中で、法があるとないと、その団体として法があるとないと、何をお求めなのか、体制が変わるとい見込をお持ちでこういう活動になっているのかは、ちょっとそこまで私は情報を持たないところではあります。

産業厚生委員長（野畑直委員）

この陳情についてはやはり手話を必要とする人たちが、国民にもう少し周知徹底をしてほしいと、手話は言語であるということ周知徹底をしてほしいというような陳情だと思いますので、必要があるかどうかというのは、やはり一番肝心なのは手話を必要とする人たちのことを考えるというふうに考えてもらいたいと思いますけれども。

濱崎國治委員

この例えば、資料をですね、手話言語法制定に向けてというこのイラスト付きののがあるんですが、これを見れば手話言語法が制定されれば、こんなに変わるんですよというのがありますので、それからすればですね、非常に陳情としては採択してもいいと私は思います。ただ、前回申し上げたのは、市内の人からの陳情ないんじゃないかということで私は申し上げたんですが、もうそれは言いません。

産業厚生委員長（野畑直委員）

前回の審査のときに話が出ましたように、議長からもそういう打診もあってのことが前回話しましたので、今回はそれに基づいてそれでも必要なか不必要なのかを伺いたと思います。

[発言するものあり]

陳情の採択について、採択されれば意見書を出すということですので、その件について意見を伺いたしたいと思います。

石澤正彰委員

どこから提出されたということよりもですね、内容の本質をどうするかということが重要だと思いますのでね、私も松元委員や濱崎委員が言われたように採択すべきじゃないかなと逆にね、思います。

産業厚生委員長（野畑直委員）

今意見を伺っておりますとですね、手話言語法制定を求める意見書を提出すべきという意見が多いようでありましてけれども、異議がある方がいらっしゃいましたらお願いします。

[「なし」と発言する者あり]

それでは、本意見書案を提出することに御異議ありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

それでは、手話言語法制定を求める意見書の提出について、意見書を提出することとなりましたので、前回資料として配布しました意見書案について御協議願いたいと思います。

休憩に入ります

(休憩 11:30 ~ 11:31)

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

この意見書案について御意見を伺いたいと思います。

中面幸人委員

この意見書案で私はいいと思います。

松元薫久委員

細かいことなんですけども、2011年8月に成立した「改正障害者基本法」の中にあるんですけど、4年ぐらい経ってますけど、いまだに通常改正を付けて言うのか、障害者基本法でまだなじんでないんですかね、改正してずっとこれが付くんですかね。障害者基本法でもいいのかなと、ただそれだけです。

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩に入ります。

(休憩 11:32 ~ 11:35)

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

内容について御意見を伺いたいと思います。

[「異議なし」と発言する者あり]

竹原恵美委員

松元委員からありましたけども、確認すると鍵括弧で名称として改正障害者基本法というのはないので、2011年8月に改正された障害者基本法なり、本来の鍵括弧をつけて名前のように見せるのではなくて、ここは変えたらどうでしょう。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに意見はありませんか。

[「異議なし」と発言する者あり]

中面幸人委員

今竹原委員が言われたようにそこら辺あたりも文章的にどうなのかというのを、また事務局でも考えていただいて、

[発言するものあり]

濱崎國治委員

これは改正されたということで、あえて改正障害者基本法という言い方をしていますので、私はこれでいいと思うんですが。

[「異議なし」と発言する者あり]

産業厚生委員長（野畑直委員）

今の濱崎委員の考え方は障害者基本法はあったんですけども、2011年8月に改正されたからそのままいいということですかね。

[濱崎國治委員「このままでいいということです」と発言]

[発言するものあり]

ただいま配布いたしました手話言語法制定を求める意見書案につきましては、本委員会から議長宛て提出することに御異議ありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

御異議なしと認め、本意見書案を本委員会から提出することに決しました。

◎ その他

産業厚生委員長（野畑直委員）

所管事務調査の一つでありました6次産業化の推進対策について、温泉水を利用した陸上養殖の件について提案があり、資料を聴取したあと調査方法を検討することでありましたが、各委員のご意見をお伺いいたします。

濱崎國治委員

休憩をお願いします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩に入ります。

(休憩 11:37 ~ 11:44)

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

この資料聴取して意見を伺うということでしたので、各委員からの意見を伺いたいと思います。

松元薫久委員

いただいた資料の産業連携ネットワーク陸上養殖交流会の発表資料という、陸上養殖ビジネス化に向けた課題という資料の後ろのほうにですね、方策として6次産業化という言葉も出てきます。小規模の陸上養殖で商店街の活性化につなげていくことも一つの方策だというふうには結論のほうで書いてあるんですけども、何かしないといけない、阿久根も新しいことをして地域の活性化につなげないといけないというものとして、一つの課題としてですね、今後委員会でこの資料をもって、実際にその阿久根市の水産林務課がこういう陸上養殖に向けて取り組んでいる、検討しているということもないと思うので、残りわずかなところでこれを継続しなくても一つこういうやり方も検討の課題としてはあるというところで、委員会としての役割はここで終わってもいいのではないかと、かなりレベルの高い話というか、お金も人もかなり必要としてくるものですので、私としてはこれぐらいにとどめてまた時期をみて議論が盛り上がる時がくるんじゃないかと思います。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに御意見はありませんか。

意見がないようですが、所管課への調査ということもこのまま行わずに委員会としては終わるのか、今松元委員の発言が、意見があったような形で今回は終わりにするのかということについて、皆さんはどのように考えておられるか御意見を賜りたいと思います。

濱崎國治委員

松元委員の意見のようであればなおさらですね、やっぱり水産林務課と6次産業化についてどういう考えをもっているのかを含めてですね、1回委員会を開いたらどうかと思います。

産業厚生委員長（野畑直委員）

今、濱崎委員から所管課ともう1回ぐらいは一緒に意見交換をしたらどうかというような

話ですけども、所管課への調査について委員のご意見を伺います。他の委員の。

所管課への調査を行うことに異議のある方はいらっしゃいますか。

[「異議なし」と発言する者あり]

それでは、所管課を呼び調査をすることとして、開催日時については委員長に一任していただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と発言する者あり]

御異議なしと認め、そのように決しました。日程等が決まりましたら御連絡いたしますのでよろしく願いいたします。

休憩に入ります。

(休憩 11:48 ~ 11:51)

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ほかに委員の皆さんから何かありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

ないようですので、以上で産業厚生委員会を散会いたします。

(散会 11:52)

産業厚生委員会委員長